



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 紀陽銀行
代表者名 取締役頭取 松岡 靖之
(コード番号 8370 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 爲岡 英喜
(TEL 073 - 426 - 7133)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
(2) 取得する株式の総数 600,000株(上限とする)
(発行済普通株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.85%)
(3) 株式の取得価額の総額 1,000,000,000円(上限とする)
(4) 取得期間 平成 29 年 5 月 18 日～平成 29 年 9 月 22 日
(注) なお、市場動向等により一部または全部の取得が行われない場合もある。

(ご参考) 平成 29 年 4 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済普通株式総数(自己株式を除く) 69,984,430株
自己株式数 315,570株

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
経営企画部 上野
(TEL 073 - 426 - 7114)